

都道府県薬剤師会担当役員殿

日本薬剤師会
副会長 宮崎 長一郎

【日本薬剤師研修センター】
薬剤師研修・認定電子システム（PECS）における
薬剤師個人のQRコード表示開始について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、日本薬剤師研修センターが本年4月に稼働予定としているPECSにおいて、別添のとおり、PECSに登録した薬剤師のQRコードの表示開始の連絡がありましたのでお知らせいたします。

QRコードは集合研修、学術集会などへ持参することにより受講確認に使用されるものですが、薬剤師名簿登録番号と紐付いているため、PECSへの個人情報登録時に同番号を誤って入力していないか、QRコードの印刷前にPECSにログインし今一度確認をすること。誤って登録していることが判明した場合は速やかに研修センター宛て連絡することなどの注意事項が記載されています。

この度の同センターからの諸連絡事項は、会員の研修認定継続に関わる重要な内容であることから、会員への周知をお願い申し上げます。

記

日本薬剤師研修センターホームページの通知等掲載場所

<http://www.jpec.or.jp/faq/about/ninteitetudukidenshika.html>

認定手続き等の電子化（お知らせ）

PECS（薬剤師研修・認定電子システム）に関する事項

- ・資料2-5 薬剤師研修・認定電子システム（PECS）におけるQRコードの表示開始について（令和4年2月9日）

【その他】

従前の「研修認定薬剤師制度実施要領」の変更事項（読み替え表）も上記ホームページ上に掲載されています。こちらも併せてご確認ください。

- ・資料5-9 研修認定薬剤師制度実施要領の読み替え（変更）について（その2）
（令和4年2月14日から同年3月31日まで適用）（PDF）

以上



日薬研発第216号
令和4年2月9日

公益社団法人日本薬剤師会
会長 山本信夫様

公益財団法人日本薬剤師研修センター
理事長 豊島 聰

薬剤師研修・認定電子システム（PECS）における
QRコードの表示開始について

薬剤師研修・認定電子システム（PECS）（以下「PECS」と表記する。）に関しては、種々ご高配賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、PECSに登録した薬剤師のQRコードの表示を、令和4年2月14日から行います。その際、下記の記載事項に留意するよう傘下薬剤師にご周知くださいますようお願いいたします。

記

1. コードは、PECSに登録した薬剤師固有のものであり、集合研修及び学術集会における受講確認に使用するものです。このQRコードは薬剤師名簿登録番号等と紐付いているため、PECS登録時に薬剤師名簿登録番号等を誤って入力している場合、研修受講単位がPECSに正しく記録・保存されなくなり、後日は是正することはできません。したがって、QRコードの印刷前に、各自がPECSに登録した薬剤師名簿登録番号、同登録年月日及び生年月日を今一度確認してください。
2. 登録した薬剤師名簿登録番号等が誤っていることに気づいた場合は、速やかに pecs-info@jpec.or.jp 宛てに電子メールでその旨報告してください。当財団では、修正措置に必要な連絡を電子メールで行いますので、それにしたがって修正措置手続きを行ってください。
3. 誤って入力されている薬剤師名簿登録番号等の修正措置手続きがとられない場合、PECSの稼働に深刻な影響を及ぼすことから、PECS本稼働後は該当者に対してPECS登録の取消を行う予定です。この場合、それまでに付与された研修受講単位すべてが消去されることとなります。

4. 誤って入力された薬剤師名簿登録番号等の修正措置は、現在無料で行っておりますが、措置には経費を要することから、本稼働後は手数料の支払いが必要になります。手数料の金額は未定ですが、自主的申告の場合と当財団からの指摘の場合との2段階で設定となります。